

当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

●電子的診療情報連携体制整備加算3（外医DX3）

当院では、オンライン資格確認等システムを導入し、患者さまの診療情報等を診察室で確認・活用しながら診療を行っています。

また、マイナ保険証の利用促進をはじめ、医療DXを通じて、より質の高い医療を提供できるよう努めています。

診療内容や費用がわかりやすいよう、算定した診療報酬の区分・項目名、点数または金額を記載した明細書を、患者さまへ無料でお渡ししています。

●保険医療機関間の連携による病理診断（連携診）

当院では、専門の病理医がいる医療機関と連携して病理診断を行う体制を整えています。診療や検査で採取した組織や細胞を、必要に応じて連携先の医療機関へ送り、慎重に確認・診断を行います。そうした結果をもとに、その後の診療や治療方針の検討に役立てています。

●一般名処方加算

当院でのお薬の処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者さまに適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。

●夜間・早朝等加算

平日午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に夜間・早朝等加算を上乗せします。

●生活習慣病管理料

脂質異常症、高血圧症、糖尿病のいずれかをお持ちで、療養指導にご同意いただける患者さまが対象となります。

近年増加傾向にある生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年6月1日に診療報酬を改訂しました。これに伴い、従来の「特定疾患管理料」が廃止され、患者さま一人ひとりの状態に合わせた療養計画に基づく、より専門的かつ総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することとなりました。

患者さまごとに目標を設定し、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果などを記載した「療養計画書」を作成いたします。初回のみ、こちらの計画書へのご署名をお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

患者さまの状態に応じて、医師の判断により、リフィル処方箋の発行や28日以上長期処方にも対応可能です。

●外来感染対策向上加算（外来感染）

- ・当院外来においては、患者さまの受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外来診療に対応します。
- ・外来での感染防止対策として、発熱症状等、感染性の疑われる患者さまを空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。
- ・当院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「実施マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。
- ・全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。
- ・抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

感染防止のため、患者さまにはご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

●発熱患者等対応加算

当院では、発熱をはじめ風邪症状（咳・喉の痛み・鼻水など）や腹痛・下痢といった感染症が疑われる患者さまを、過去の受診歴の有無にかかわらず診療しております。院内感染を防止するため、事前のご案内や時間・空間を分けた動線の確保、換気・消毒などの適切な感染予防対策を講じた上で対応を行っています。